

### SGEC 文書の一部改正について

アンダーラインは改正箇所若しくは新規に追加・策定した文書

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016年1月1日施行)
<p>I SGEC 附属文書 2-12 「SGEC 認証規格の制定」の一部改正</p> <p>5-2 SGEC は、<u>ステークホルダーのマッピングを行った上で、当該規格策定・改正作業に関連する小規模な森林所有者や木材加工業者など不利な立場にあるステークホルダー、並びに地方のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）及び森林育成、素材の生産、製材、加工、販売及び輸出並びに環境・社会環境、消費、学識経験等に関連する主要なステークホルダーを特定し、それぞれ置かれている地理的状況等の制約条件を把握し、当該者が加盟する団体（意見を代弁する団体）の参画、又はメール、FAX 等による参画を含め規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない</u></p> <p>5-12 <u>前項で正式に承認を得た規格・規正文書は適切な時期に公開されなければならない。</u></p>	<p>5-2 SGEC は、マッピングを行って不利な立場にある小規模な森林所有者や木材加工業者、又は地方のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）及び森林育成、素材の生産、製材、加工、販売及び輸出並びに環境・社会環境、消費、学識経験等に関連する主要なステークホルダー中から当該規格策定・改正作業に関連するステークホルダーを特定し、それらのステークホルダーについて、その置かれている地理的状況等を十分配慮し、当該者が加盟する団体（意見を代弁する団体）の参画、又はメール、FAX 等による参画を含め規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない</p> <p>5-12 現行文書に規定なし</p>

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016年1月1日施行)
<p>II SGEC 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」</p> <p>1 適用範囲(抜粋)</p> <p>この文書は、単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者・管理者の認証を可能にするグループ森林管理認証のための一般的な要求事項を定める。グループ森林管理認証では、個々の森林所有者・管理者を含む下記の管理構造の確立を必須とする。グループ主体は、森林管理認証規格の適正な実践をベースにする認証を含めその活動に十分な信頼を与えることを目的として、個々の加盟者を代表する。以上の制度・仕組み下でグループ主体と加盟者は本文書で規定する責任を分担する。</p> <p>3-1 共通事項</p> <p>(3)グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証のグループ森林管理認証や個別森林管理認証と重複して受けている場合、当該重複して認証を受けている加盟者の森林管理について不適合が生じた場合には、当該者にその報告を義務づけるとともに、当該不適合の状況について報告を求める等必要な追加的な情報を得たうえで、本附属文書の「3-2」の「(3)」に規定する「年次内部監査プログラムの実行とレビュー」の対象として検証し、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>この文書は、単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者・管理者の認証を可能にするグループ森林管理認証のための一般的な要求事項を定める。グループ森林管理認証では、個々の森林所有者・管理者を含む下記の管理構造の確立を必須とする。グループ主体は、森林管理認証規格の適正な実践と<u>サンプリング</u>をベースにする認証を含めその活動に十分な信頼を与えることを目的として、個々の加盟者を代表する。以上の制度・仕組み下でグループ主体と加盟者は本文書で規定する責任を分担する。</p> <p>3-1 共通事項</p> <p>(3)グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他のグループ森林管理認証や個別森林管理認証と重複して受けている場合に、当該重複して認証を受けている森林管理について不適合が生じた場合は、当該不適合について、本附属文書の「3-2」の「(3)」に規定する「年次内部監査プログラムの実行とレビュー」の対象として検証し必要な措置を講じなければならない。</p>

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016 年 1 月 1 日施行)
<p>Ⅲ SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の一部改正</p> <p>2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法</p> <p>(1) 国際条約等</p> <p>森林管理者は、ILO 基本条約等を遵守して事業を行うこととする。  <u>但し、同 基本条約等のうち日本において批准等がなされていない条約等については尊重しつつ、具体的には該当する分野については関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする。</u></p> <p>2-1-3 原生林の人工林への転用は、<u>小面積で、かつ</u>下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p>a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p>b <u>自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。</u></p> <p>2-1-4 <u>林地の林地以外への転用に当たっては、前項の規定のほか森林法で定める保安林制度、森林計画制度及び林地開発許可制度並びに関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければ</u></p>	<p>2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法</p> <p>(1) 国際条約等</p> <p>森林管理者は、ILO 基本条約等を遵守して事業を行うこととするが、  同 基本条約等のうち日本において批准等がなされていない条約等に該当する分野については関連する日本国内法を適用して遵守しなければならない。</p> <p>2-1-3 原生林の人工林への転用は、下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p>a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p>b 地域森林計画、市町村森林整備計画及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。</p> <p>なお、林地の林地以外への転用に当たっては、上記のほか森林法で定める保安林制度並びに森林計画制度及び林地開発許可制度に基づき適切に実施しなければならない。</p>

ならない。 関連改正 2-1-4 を「2-1-5」に改正	
---------------------------------	--

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016 年 1 月 1 日施行)
<p>IV SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の一部改正</p> <p><u>「II 森林管理の 1-1」及び「III 森林生産物の分別管理 (CoC) の 1-1」について</u></p> <p>1.1.3 ログマーク使用についての <u>CoC管理事業体への注意</u></p> <p><u>認証機関が認証書類上にSGECロゴマーク/PEFC ロゴを使用する場合は、その認証書類上のログマークはCoC管理事業体によるCOC 規格の順守を示すものであって、そのCoC管理事業体に対してSGECロゴマーク/PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。</u></p>	<p>追加</p>

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016 年 1 月 1 日施行)
<p>V SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の一部改正  (公示要件を明確化するために SGEC 附属文書 2-10-1-1 SGEC 認証機関の  認証要件及び同 2-10-1-2 「 SGEC 認証機関の公示」を制定)</p> <p>(公示の要件)</p> <p>第 19 条 SGEC は、申請のあった機関について、次の要件を満たし、且つ、本条第 2 項の要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。</p> <p>但し、PEFC 認証機関の公示要件は PEFCST2003 : 2012 付属書 1 要件を満たす機関とする</p> <p>(1) <u>国際認定フォーラム (IAF) の国際相互承認協定 (MLA) に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065) により適合している旨の認定をされていること。</u></p> <p>(2) <u>当該認定の範囲には、SGEC 森林管理認証規格 (SGEC 文書 3) 及び同 CoC 規格 (SGEC 文書 3) 並びに関連する附属文書を含むこと。</u></p> <p>(3) <u>日本において法人登記がなされていること。</u></p> <p><u>なお、具体的な認証機関の認定要件は別途附属文書で定める。</u></p> <p>(公示の申請)</p> <p>第 20 条 前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載</p>	<p>(認証機関公示の要件)</p> <p>第 19 条 SGEC は、申請のあった機関について、次の要件を満たし、且つ、本条第 2 項の要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。</p> <p>但し、PEFC 認証機関の公示要件は PEFC2003 : 2012 付属書 1 要件を満たす機関とする</p> <p>(1) <u>国際認定フォーラム (IAF) 相互承認メンバーの認定機関より、SGEC が認めた認定範囲で適合性評価を行っていることを製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065) により適合している旨の認定を受けている機関</u></p> <p>(2) <u>日本において法人登記がなされている機関</u></p> <p>(公示の申請)</p> <p>第 20 条 前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を SGEC に提出する。</p>

した申請書を SGEC に提出する。

3 SGEC は、第 1 項の申請を受けた場合には、理事会の決定に基づき公示を行うこととするが、具体的な認証機関の公示については別途附属文書に定める。

#### SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認証要件」の新規制定

SGEC は、森林管理認証及び CoC 認証について次の要件を満たす認証機関によって実行されることを求める。

(1) 国際認定フォーラム (IAF) の国際相互承認協定 (MLA) に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065) により適合している旨の認定をされていなければならない。

(2) 当該認定の範囲には、その時点で明確に有効な、森林管理認証に係る SGEC 文書 3 及びこれに関連する附属文書並びに CoC 認証に係る SGEC 文書 4 及びこれに関連する附属文書を含むこと並びにその後制定、改正された SGEC ウェブサイト <http://www.sgec-eco.org> 上に提示される要求事項を含まなければならない。

また、認定の適用範囲は、認証機関の認定評価の基準となった ISO/IEC 17065 及びその他の要求事項を明示しなければならない。

(3) 日本において法人登記がなされていなければならない。

#### SGEC 附属文書 2-10-1-2 「SGEC 認証機関の公示について」の新規制定

SGEC 認証機関は、SGEC による公示を受けなければならない。SGEC の公

3 SGEC は、第 1 項の申請を受けた場合には、理事会の決定に基づき公示を行うこととするが、具体的には別途附属文書で定める。

<p>示は、認証機関が、SGEC が承認する有効な認定を受けていなければならないことを要求する。SGECの公示を受けた認証機関は、SGECに対し、SGECが定める処に従って授与した認証に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>注意書：授与された認証情報には、通常、認証書の所有者の身元情報、授与された認証の適用範囲、SGEC 公示料金を決めるための森林管理認証取得者の認証面積及び CoC 管理事業体の年間木質製品製造、販売額売上額が含まれる。SGEC 公示において、SGEC が定める SGEC 公示料金の支払いを認証機関に対して請求することができる。</p> <p>関連する附属文書名の改正 SGEC 附属文書 2-10 に関連する文書名を「2-10-4 」を「 2-10-2 」に、「2-10-1 」を「2-10-4」に、「 2-10-2 」を「 2-10-5」にそれぞれ改正</p>	
---	--

SGEC 改正文書	
<p>VI SGEC附属文書2-2-2「PEFC ロゴライセンスの発行について」新規制定</p> <p>前置き この文書は、PEFCGD1005:2010「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」の遵守を前提に、SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004;2009[PEFC認証制度の管理運営]に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任</p>	<p>コメント：本文書は SGEC が PEFC から委託を受けて PEFC 規格に基づき PEFC ロゴライセンスの発行業務を適正に行うために新たに定めた。</p>

を受けてSGEC-CoC管理事業体又はPEFC-CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行する場合の規準とする。

#### 序文

PEFC のロゴやラベルは、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林製品の由来に関する情報を提供する。林製品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。

日本国内にあっては、PEFC ロゴはPEFC 評議会からPEFCロゴライセンスの発行業務の委託を受けるSGECによるPEFC ロゴライセンスに基づいてのみ発行される。

#### 1. 適用範囲

この文書は、SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004:2009[PEFC認証制度の管理運営]によってPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約に基づきPEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合に、PEFCロゴ使用規則—要求事項 第2版（PEFC ST 2001:2008）とその実施に関する合法的なロゴ使用を確実にすることを目的に、SGECが委任を受けて行うPEFC ロゴライセンスの発行に関する遵守すべき諸規則を定める。

#### 2. 基準的参照文書

- PEFC ST 2002:2013 林製品のCOC—要求事項 第二版
- PEFC ST 2001:1008、PEFC ロゴ使用規則—要求事項
- PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営



### 3 認証機関の発行する認証書並びに SGEC 又は PEFC が承認する CoC の認証書

#### 3-1 認証機関の発行する認定認証書

認証機関は認定機関から SGEC 又は PEFC が認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。

#### 3.2 SGEC又はPEFC が承認する認定認証書

SGECの公示又はPEFC の公示（PEFCの公示はSGEC附属文書2-13-2に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ）を受けた認証機関が、SGEC-CoC規格又はPEFC-CoC 規格に照らして発行するCoC 認定認証書で有効期限内のもの

注意書：PEFC の承認を受けたCoC 規格の一覧表はPEFC 評議会のウェブサイトで入手可能。  
([www.pefc.org](http://www.pefc.org))

### 4. ライセンス発行の条件

#### 4.1. 一般的条件

ロゴライセンスを申請する組織は下記でなければならない。

- a) 法人であること
- b) 申請者の身元やその他PEFC 評議会が特定する情報に関し、PEFC 評議会がこれを収集し、公開することに同意すること

#### 4.2 特別条件

使用者グループA：SGECとし、下記を満たさなければならない。

- a) PEFC 評議会の会員であること
- b) PEFC 評議会とPEFC ロゴ使用契約を締結していること（別紙2-1）

使用者グループB：森林所有者・管理者で下記をみたすもの

a) SGEC が承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること

b) PEFC 評議会とPEFC ロゴ使用契約を締結していること (別紙2-1)

但し、PEFC ロゴライセンス契約は本文書に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ。

使用者グループC：林産品関係産業者で下記を満たすもの

a) SGEC又はPEFC が承認する有効期限内のCoC 認定認証書を有すること

b) PEFC 評議会とPEFC ロゴライセンス契約を締結していること (別紙2-1)

PEFC 認可団体が存在しない国に本部を置くマルチCoC を有する組織が下記を満たす場合は、マルチサイト認証書の対象範囲の全体または一部を対象とするマルチライセンスを申請することができる。

a) 本部とサイトが単一の法人の一部であること

b) 本部とサイトがそれぞれ個別の経営層と組織構造を有する単一の法人の一部であること

使用者グループD：下記を満たすその他の組織・団体

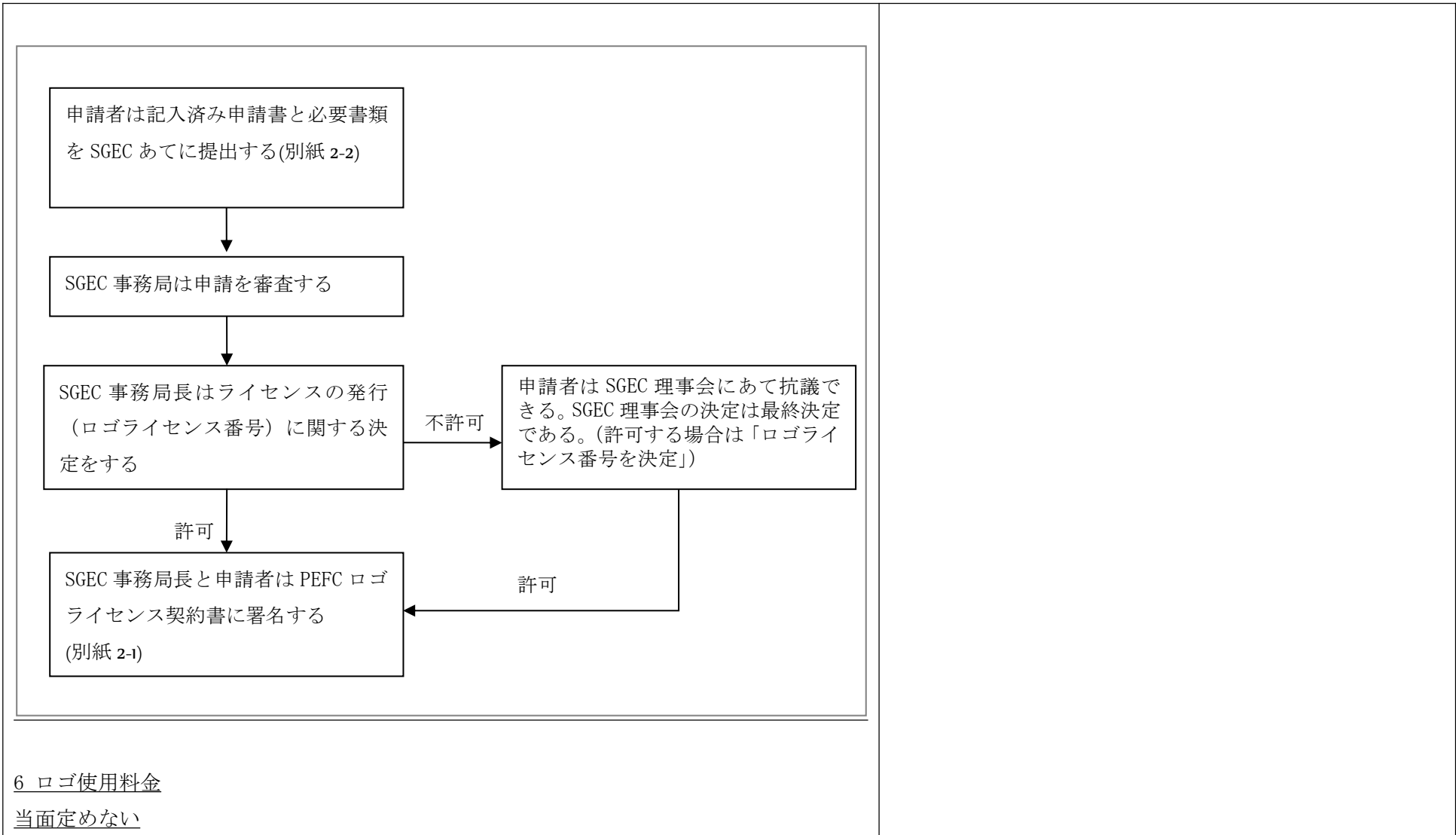
a) ロゴ使用目的がPEFC 評議会の目的と名声に抵触しないことが確認できること

b) PEFC 評議会と PEFC ロゴライセンス契約を締結していること (別紙2-1)

#### 5 ライセンス発行の手順

SGECは、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004 ; 2009 「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、ロゴライセンス発行を代行する。

図1：ライセンス発行のプロセス



## 7 ライセンスの有効期間

ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。

- a) 使用者グループA：契約書の有効期間
- b) 使用者グループB：SGEC森林管理認証書の有効期間
- c) 使用者グループC：SGEC-CoC又はPEFC-CoC 認定認証書の有効期間
- d) 使用者グループD：契約書の有効期間

## 8 一度切のロゴ使用

製品外使用の目的に限り、PEFC 評議会(業務はPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行)は個別のロゴライセンスがなくても、下記の条件を満たす場合は、一度切りのPEFC のロゴ使用を許可することが出来る。

- a) そのロゴ使用がPEFC 評議会の目的や名声に抵触しないこと。
- b) ロゴ使用番号は、PEFC 評議会の番号を使用しなければならないこと。(PEFC/01-00-01)
- c) 「このロゴはPEFC 評議会の許可を得て使用しています」の文言が表示されること。

1回限りのPEFC ロゴマーク使用を希望する者は、別紙 2-3 SGEC に申請する。

## 附則

この文書は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC は日本のPEFC 認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC 認証制度の管理運営」に基づきPEFC 評議会との間に締結するPEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC の委任を受けてPEFC ・CoC 認証企業に対してPEFC ロゴライセンスの発行を行うことが認められた時点から発効する。

SGEC 改正文書	SGEC 現行文書(2016 年 1 月 1 日施行)
<p>VII SGEC 附属文書 2-13-2「PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」の一部改正</p> <p>○ PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>3-3 認証機関の認定</p> <p>CoC 認証を申請する認証機関は、<u>PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1</u> に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。</p> <p>5-1 PEFC ・CoC認証は<u>PEFC ST 2003:2012及びその付属書 1</u> 規定する有効な認定の範囲内で実行すること。</p> <p>「別紙 2 PEFC 公示契約書」</p> <p>1-2 認証および認定の手順</p> <p>該当文書は、<u>PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1</u> であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。<u>PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1</u> は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である</p> <p>2-1. 認証機関は、<u>PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1</u> に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。 認証機関は、SGEC に対し各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足</p>	<p>SGEC 附属文書 2-13-2 SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>○ PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>3-3 認証機関の認定</p> <p>CoC 認証を申請する認証機関は、<u>PEFC2003 付属書 1</u> に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。</p> <p>5-1 PEFC ・CoC認証は<u>PEFC2003</u>付属書 1 規定する有効な認定の範囲内で実行すること。</p> <p>別紙 2PEFC 公示契約書</p> <p>1-2 認証および認定の手順</p> <p>該当文書は、<u>PEFC ・ Annex6 「認証・認定手順」</u> であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。<u>同 PEFC Annex6</u> では、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。</p> <p>2-1. 認証機関は、<u>PEFC2003 付属書 1</u> に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。 認証機関は、SGEC に対し各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新</p>

<p>していることを証明する最新の証拠書類を提供する。</p> <p>(指摘に関連して一部改正)</p> <p>SGEC 附属文書 2-13-2</p> <p>SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>○ SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>3. 公示のための条件</p> <p>SGEC を申請する認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条及び 20 条、<u>SGEC 附属文書 2-10、同 2-10-1-1 及び同 2-10-1-2</u> 並びに附属文書 2-13 の「5-2」に基づくほかを申請する認証機関は下記を満たさなければならない。</p> <p>「別紙 1 SGEC 公示契約書」</p> <p>1-2 認証および認定の手順</p> <p>該当文書は、<u>SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1</u> 並びに同 2-13 であり、この契約文書の一部として添付される。<u>同 SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1</u> 並びに同 2-13 は現在のまま又は SGEC によって随時改正される場合であっても有効である。</p> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p><u>上記関係文書 (SGEC 附属文書 2-2-2 以外) は、2016 年 4 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。</u></p>	<p>の証拠書類を提供する。</p> <p>SGEC 附属文書 2-13-2</p> <p>SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>○ SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について</p> <p>3. 公示のための条件</p> <p>SGEC を申請する認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条並びに附属文書 2-13 の「5-2」に基づくほかを申請する認証機関は下記を満たさなければならない。</p> <p>別紙 1 SGEC 公示契約書</p> <p>1-2 認証および認定の手順</p> <p>該当文書は、<u>SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」</u> であり、この契約文書の一部として添付される。<u>同 SGEC 附属文書 2-13</u> は現在のまま又は SGEC によって随時改正される場合であっても有効である。</p>
--	---

--	--